

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」に対するコメント

「同 適用指針(案)」に対するコメント

新日本監査法人

公認会計士 目 黒 幸 二

1. 会計基準 27 項

「株主総会の決議によって」→「定時ないし臨時の株主総会の普通決議」

「分配可能額」→「分配可能額(会社法 461 条参照)」と追加してはどうか。

(理由)

自己株式の取得については、今般の会社法によりかなりの変更がある。会社法が周知されていない現時点では、会計基準等においてもその点に丁寧に触れるべきではないかと思う。

また、「分配可能額」という表現は、従来の「配当可能限度額」に変わって登場したものであり、その内容について誤解が生じないように会社法の参照条文を示すべきではないかと思う。

2. 会計基準 28 項及び 29 項

過去の経緯の記述であり、自己株式の資本控除が徹底された現在では、会計基準本文ではなく、「検討の経緯」に記載すべきではないか。

3. 会計基準 31 項

自己株式の取得のパターンが例示列举されているが、平成 13 年商法改正以前に認められていた、「会社の権利の実行のために必要な時」、具体的には、債権の回収の際に他にめぼしい資産がないため、自己株式を代物弁済ないし強制執行にて取得する場合がない。そうした場合でも、会計処理はやはり同様となるのかどうか明示すべきではないか。

(理由)

現行商法及び新会社法でも、買受規制(総会決議)に服するか、服さないかの法律的議論はあるものの、実務上、取引先よりの債権回収として自己株式を取得することが行われます。法律的な議論は別として、そうしたケースも会計処理が同様であることを明示すべきではないか。

4. 会計基準 43 項

「会社法では自己株式の消却原資についての定めがないことから」とありますが、これは、旧基準で「改正商法が配当可能限度額を消却原資とし」とあったことからの変更ですが、このことから、次のような論点について明示すべきである。

(1) その他利益剰余金を原資として消却するが、不足する場合(利益剰余金は全体で+)

消却により「未処理損失」(その他剰余金のマイナス)が一次的に計上されるが、任意積立金等があるので全体としての利益剰余金はプラスであれば、そうした会計処理は可能であるか。

(2) その他利益剰余金を原資として消却するが、不足する場合(利益剰余金は全体で一)

任意積立金等も不足するため、消却により「未処理損失」(その他剰余金のマイナス)を計上すれば、全体で利益剰余金がマイナスになってしまう場合、そうした会計処理は可能であるか。

(理由)

公開草案を見る限りにおいては、「その他の資本剰余金の負の残高は適切ではない・・・」以下の表現から、反対解釈でその他の利益剰余金の負の残高が生じるのは問題がなく、上記(1)、(2)いずれの場合の処理も可能であるかのように読めます。

5. 適用指針 9 項

現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。

(理由)

現物による配当が可能になったことは、会社法の大きな変更点なので、自己株式の論点とは別にして明確にわかるようにすべきではないかと思う。考え方が同じであるということは、適用指針の結論の背景 38 項でまとめて記載すればすむことだと思う。

6. 適用指針 8 項、9 項及び 38 項

38 項で「金銭以外の財産をもって清算した場合、投資回収の結果を示すよう分配前に清算損益を計上することが適切である。」の意味がわかりにくい。会社の清算に際して、棚卸資産等の金銭以外の財産を株主に分配するような場合、いったん棚卸資産等を時価評価するようなことを想定しているのかどうか。もし、そうであれば、8 項及び 9 項でいう帳簿価額との差額を「損益」にするのは、交付する財産の「評価損益」を計上することになるが、そうした理解で良いか。

7. 適用指針 35 項

7 行目の「負債に計上することは適切ではなく」の部分は、直前の「新株式申込証拠金と同様に」の部分にかかるような誤解を生じるので、その前の「これらは」の後に続けるべきである。

以 上